

# 関西学院大学 研究成果報告

2020年 4月 8日

関西学院 院長殿

所属：経営戦略研究科  
職名：教授  
氏名：山地範明

以下のとおり、報告いたします。

|        |   |
|--------|---|
| 研究制度   | <input type="checkbox"/> 関西学院留学 長期（滞在国： ）<br><input checked="" type="checkbox"/> 関西学院留学 短期（滞在国：イタリア ）<br><input type="checkbox"/> 宣教師研究期間 |
| 研究課題   | 国際会計基準（IFRS）に基づく会計情報の有用性に関する研究  |
| 研究実施場所 | イタリア・パルマ、パルマ大学  |
| 研究期間   | 2019年 9月 5日 ～ 2020年 3月 10日（ 6ヶ月）  |

## ◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

パルマ大学経済経営学部のAndrea Cilloni教授の指導を受けて、客員教授として半年間在外研究を行った。在外研究の主な内容は次のとおりである。

### 1. はじめに

留学の目的は、国際会計基準（以下、IFRSという）に基づく会計情報の有用性について研究を行うことである。企業活動の多角化およびグローバル化に伴い、会計基準のコンバージェンスが進展している。本研究においては、日本とイタリアの企業を対象にした調査を行い、IFRSの適用が財務諸表に与える影響について、比較検討した。

### 2. 日本およびイタリアにおけるIFRSの導入

グローバルな会計基準であるIFRSは現在では100以上の法域（国や地域）で適用されている。しかし、その適用方法は法域ごとに異なっている。日本では2010年3月31日以降終了する事業年度から一定の要件を満たす上場企業では指定国際会計基

準（IFRSのうち、公正かつ適正な手続の下に作成および公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものものとして金融庁長官が定めたもの）による連結財務諸表の適用が可能になった。その結果、2020年3月現在でIFRSを任意適用している会社が205社ある。また、IFRS適用決定会社が18社あり、合計すると223社である。一方、イタリア等の欧州連合（EU）加盟国では、EU域内で上場するすべての企業に対してIFRSの採用を2005年1月1日から義務付けられている。

### 3. 日本およびイタリアにおける会計制度

Gernon and Meek(2001)による会計の類型によれば、日本とイタリアは法律準拠モデル（大陸モデルともいう。）に属し、そこでは企業が密接に銀行と結び付いており、銀行がほとんどの資金需要をみたしている。また、財務会計はその性質が法律指向的であり、実務は極めて保守的傾向にある。

日本では、国内基準はIFRSとのコンバージェンスがはかられ、連結財務諸表にIFRSを任意適用されている。これに対して、イタリアでは連結財務諸表にはIFRSが適用されるが、個別財務諸表は国内の会計基準が適用される。国内の会計基準はIFRSとコンバージェンスされていない。したがって、IFRSの適用が財務諸表に与える影響は、両国で相違があると予想される。

### 4. 先行研究

欧州連合（EU）の売上高上位30社を対象に行ったMoody's Global Corporate Finance(2008)の調査によれば、2005年前後の各国の会計基準による当期純利益とIFRSによる当期純利益を比較すると、IFRSの当期純利益は914.3億ユーロから1,146.7億ユーロに25.4%増加し、負債・持分比率は59%から69%に上昇し、負債総額は6,505.6億ユーロから5,784.6億ユーロに12.5%増加した。また、日本企業123社を対象に行った山地(2019)の調査によれば、日本基準による当期純利益とIFRSによる当期純利益を比較すると、IFRSの当期純利益は36.6%増加し、負債・持分比率は65.0%増加し、負債総額は18.5%増加した。

### 5. 日本およびイタリアの国内基準とIFRSとの比較

日本の会計基準は、2008年12月に欧州委員会により、IFRSと同等であると認められた。その後、企業会計基準委員会（ASBJ）によりIFRSとのコンバージェンス作業が進められている。一方、イタリアでは連結財務諸表にはIFRSが適用されるが、個別財務諸表には国内の会計基準が適用される。

日本およびイタリアの国内会計基準とIFRSには、(1) その他の包括利益（OCI）のリサイクリング（組替調整）、(2) 公正価値測定、(3) 開発費の資産計上、(4) のれんの会計処理、(5) 減損損失の戻入れ、(6) 外貨換算方法、(7) 非支配株主持分の表示、(8) 退職給付会計、(9) 収益の認識、(10) リース会計などにおいて相違があることがわかった（図表1を参照）。

図表1 日本およびイタリアの国内会計基準と I F R S の相違点

|                  | 日本  | イタリア  | I F R S   |
|------------------|---|---|---|
| その他の包括利益のリサイクリング | リサイクリングを行う。   | その他の包括利益は認識されない。  | リサイクリングを行う場合と行わない場合がある。   |
| 公正価値測定           | 固定資産等について公正価値測定は認められていない。   | 固定資産等について公正価値測定は認められていない。   | 固定資産等について公正価値測定が認められている。  |
| 開発費の資産計上         | 研究開発費は発生時に費用処理される。  | 開発費の資産計上は認められていない。  | 一定の要件を満たす場合には資産計上が認められている。  |
| のれんの会計処理         | のれんは資産に計上され、20年以内に定期的に償却され、のれんの価値が損なわれた時に減損処理が行われる。                                       | のれんは資産に計上され、経済的耐用年数を用いて20年以内に償却され、のれんの減損を示す事象がある場合に減損テストが適用される。               | のれんは資産に計上されるが、規則的償却は行われず減損処理される。  |
| 減損損失の戻入れ         | 減損損失の戻入れは行われない  | 減損損失は認識されない。  | 減損損失の戻入れを行う   |
| 外貨換算方法           | 機能通貨概念は用いられていない。  | 機能通貨概念は用いられていない。  | 機能通貨概念を用いて、決算レート法またはテンポラル法が適用される。   |
| 非支配株主持分の表示       | 非支配株主持分は資本（株主持分）とみなされず、純資産の部の末尾に計上される。非支配株主に帰属する利益は、親会社株主に帰属する利益と同様に、企業集団全体の利益の内訳項目を構成する。 | 支配株主持分は資本（株主持分）とみなされない。株主持分とは区別して表示される。非支配株主に帰属する利益は、親会社株主に帰属する利益とは区別して表示される。 | 支配株主持分は資本（株主持分）とみなされる。非支配株主に帰属する利益は、親会社株主に帰属する利益と同様に、企業集団全体の利益の内訳項目を構成する。 |

|        |   |  |  |
|--------|---|--|--|
| 退職給付会計 | 数理計算上の差異は即時に費用として処理されず一定の期間にわたって一部ずつ費用処理（遅延認識）される。                                | 退職給付会計に関する一般的なガイドラインはない。                               | 数理計算上の差異は（リサイクルを行わず）即時にその他の包括利益として認識される。               |
| 収益の認識  | 収益は実現主義の原則（主に出荷基準）に従って認識される。  | 物品の所有に伴うリスクと経済価値が買手に移転した時点で収益が認識される。                   | 財やサービスに対する支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足したと考えられ、一律に収益が認識される。    |
| リース会計  | ファイナンス・リース取引については、原則としてリース資産とリース債務が計上されるが、オペレーティング・リース取引については、リース資産とリース債務は計上されない。 | すべてリース取引は、オペレーティング・リース取引としてみなされるので、リース資産とリース債務は計上されない。 | 使用権モデルが適用され、すべてのリース取引について、貸借対照表上に使用権資産とリース料支払債務が計上される。 |

## 6. 日本およびイタリアにおける I F R S の適用が財務諸表に与える影響

I F R S の初度適用企業は、I F R S への移行により、企業により報告される財務諸表がどのような影響を受けたかについて財務諸表の利用者が理解できるように、従前の会計基準から I F R S への調整表を開示しなければならない。したがって、I F R S を初度適用した年度の財務諸表を用いて I F R S の影響をみることができる。

日本企業の財務データは、トムソン・ロイター DataStream より、イタリア企業の財務データは、Aida よりそれぞれ入手した。イタリア企業については、2005 年以降 I F R S を初度適用した年度の財務諸表、日本企業については、2010 年以降 I F R S を任意で初度適用した年度の財務諸表をそれぞれ用い、負債総額、負債・持分比率、当期純利益の金額が I F R S の適用によりどのような影響を受けたのかについて比較検討する。

上記の研究成果は、日本の国内および海外の学会において報告する予定である。

< 参考文献 >

Gernon H. and G. K. Meek, *Accounting: An International Perspective (Fifth Edition)*, Irwin/McGraw-Hill, 2001. (野村健太郎・平松一夫監訳 [1999] 『国際会計入門 (第4版)』中央経済社)。

Moody's Global Corporate Finance, "Are We Better off under IFRS?", November 2008.

山地範明「わが国におけるIFRS初度適用が財務比率に与える影響」『商学論究』第66巻第3号、2019年3月、pp.303-316。

以 上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※関西学院留学は所属長を経て、宣教師研究期間は大学教員は学部長及び学長を経て院長に、高中部教員は各部長及び高中部長を経て院長に提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。